

③ いじめに対処するには

わが子がいじめにあっているとき

- まずは気持ちを落ち着かせ、冷静になりました。無理に聞き出そうとせず、子どもの気持ちに寄り添って、子どもが安心できるよう話を聴きましょう。
- 学校生活や友だち関係について話を聴き、学校の先生に保護者が気づいた様子など具体的に説明して相談してください。
- 何があっても「絶対守る」「必ず助ける」ことを真剣に伝えましょう。危険から身を守るために、学校に行かないことも一つの選択肢です。

周りの子がいじめにあっているとき

- 自分の子どもが被害者でなくても、親子で話し合って、学校の先生に相談するなど一緒に解決する方法を考えましょう。
- いじめに加わらないことを話し合いましょう。
- どうしたらよいか、何かできることがないか子どもと一緒に考えましょう。



いじめていると知ったとき

- 頭ごなしに叱るのではなく、子どもと向き合って「なぜそんなことをしたのか」子どもの言い分を十分に聴き取りましょう。
- 子どもの気持ちや背景を理解したうえで、理由はどうであれ「いじめは絶対に許されない」ことを伝え、「これからどうすればよいか」を話し合いましょう。

保護者の対応例

- 担任の先生や学校、市のいじめ防止専門委員会などに相談し、一緒に解決に向かう。
- 「いじめ行為は絶対に許せない」ことを子どもに具体的に示す。例えば、仕事は休みを取ってでも子どもと向き合う。
- 親子で食事づくりや掃除などを一緒にやる中で、ふれあいを深め、子どもと向き合う（生活づくり）。
- 子どもに愛情をもって本気で叱ったり、褒めたりする。良くないことをした子どもにも、その子の良さや前向きなところがある。そのすばらしさをありのまま愛し、認める。
- 親子で相手に詫びる（謝罪）。

当事者へのケア

一旦いじめ行為が収まったと判断した場合でも、再発したり、新たないじめが起こったりする場合もあります。日頃から、子どもたちの様子や言動に注意し、見守りましょう。



いじめの解決のために

- 家族の間で子どものことを相談しましょう。
- 学校の先生や保護者・友人などに相談しましょう。
- 地域の様々な相談機関を利用しましょう。

一人で抱え込まないで、みんなで取り組むことが大切です

「可児市子どものいじめの防止に関する条例」

可児市は全国で初めて、子どものいじめ防止に特化した「可児市子どものいじめの防止に関する条例」を制定しました（平成24年10月3日施行）。市、学校、保護者、市民、事業者及び関係機関がそれぞれの責務を自覚し、連携していじめ防止や解決に取り組むことにより、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境をつくることを目的としています。

「いじめ防止専門委員会」も、この条例に基づいて設置されたものです。



可児市
いじめ防止条例



保護者はいじめは
許されない行為で
あると教えていく
必要があります。

3 いじめに対処するには

～市民みんなで子どもを見守る～

可児市では、市内で活動を行う事業者や団体を『いじめ防止協力事業所・団体』に認定し、地域におけるいじめ防止を促進しています。認定事業所には、下のステッカーが貼ってあります。

いじめ防止協力事業所のみなさんは、地域活動に積極的に参加し、子どもたちにあいさつなどの声かけをしたり、登下校の様子を見守ったりしています。

子どもたちの様子が変だと感じたり、いじめかもしれないと思ったときは、学校やいじめ防止専門委員会、いじめ防止協力事業所、関係機関などに情報の提供をお願いします。

市民みんなで、子どもたちの笑顔を見守りましょう。



5